

外国の重要な公的地位にある方等（外国 PEPs）との取引時確認について

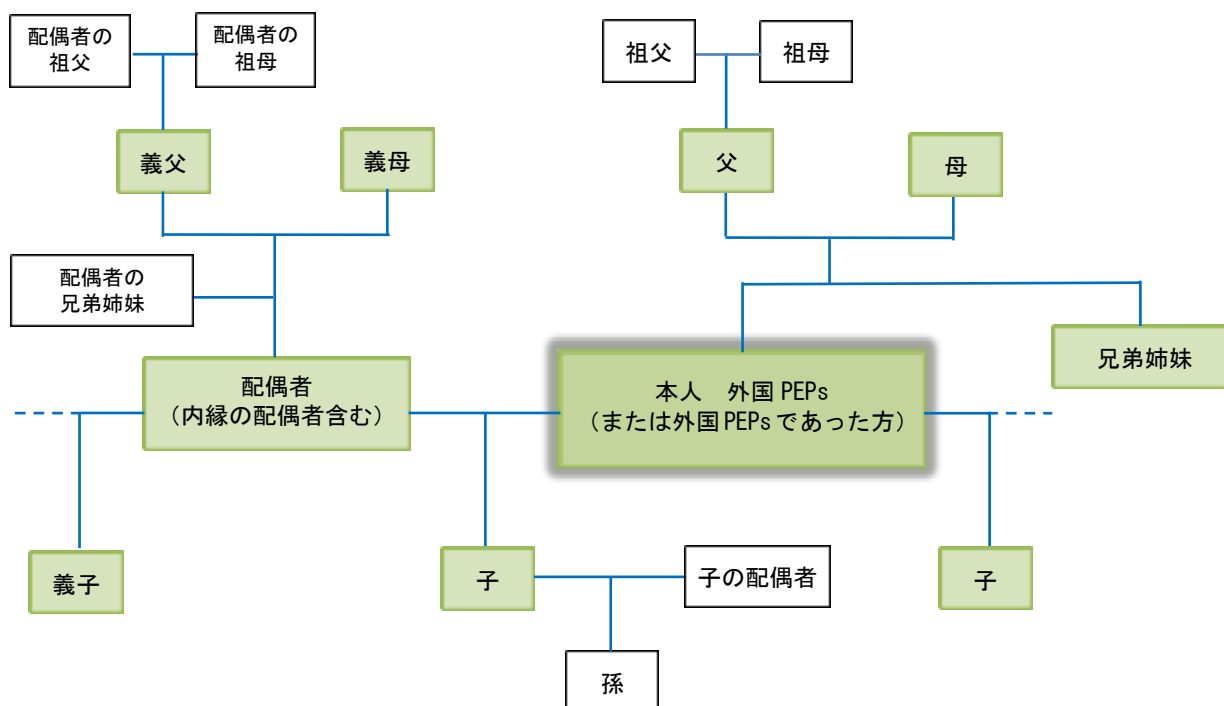
外国の政府等において重要な公的地位にある方／あった方※1及びその家族※2（以下「外国 PEPs」といいます。）との間で対象となる取引を行う場合、厳格な取引時確認をさせていただきます。法人のお客さまにつきましては、実質的支配者の方が「外国 PEPs」であるかどうかの確認をさせていただきます。

※1：「外国 PEPs」とは、外国の政府等において重要な公的地位を占める者とその地位にあった者、それらの家族及び実質的支配者がこれらの者である法人のことで、以下のいずれかをいいます。

*PEPs=Politically Exposed Persons の略

①	外国の元首
②	外国において下記の職についている方 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職 ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職 ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職 ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職 ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上副幕僚長、海上幕僚長、海上副幕僚長、航空幕僚長または航空副幕僚長に相当する職 ・中央銀行の役員 ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
③	過去に①または②であった方
④	上記①～③に掲げる者の家族 ※2 配偶者（事実婚含みます）、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父および母

※2：「外国 PEPs」となるご家族の範囲は以下のとおりです。～下図網掛け部分～



※外国の重要な公的地位の者の祖父母や孫は「外国 PEPs」に該当しません。

※外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合もあるので、日本人も「外国 PEPs」に該当し得ます。